



## 安全データシート (SDS)

## 1. 製品及び会社情報

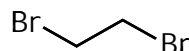
昭和化学株式会社  
東京都中央区日本橋本町4-3-8  
担当

TEL(03)3270-2701  
FAX(03)3270-2720  
緊急連絡 同上  
改訂日 2018/06/20  
SDS整理番号 04446021

製品等のコード : 0444-6021  
製品等の名称 : 1,2-ジブプロモエタン標準液 (1mg/mLメタノール溶液)  
推奨用途 : 試薬 (水質検査用)



## 2. 危険有害性の要約



## GHS分類

物理化学的危険性  
引火性液体 : 区分2  
自然発火性液体 : 区分外

健康に対する有害性  
急性毒性 (経口) : 区分4  
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 : 区分2A  
生殖毒性 : 区分1B  
特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露) : 区分1 (中枢神経系、視覚器、全身毒性)、  
区分3 (麻醉作用)  
特定標的臓器・全身毒性 (反復ばく露) : 区分1 (中枢神経系、視覚器)

環境に対する有害性  
水生環境急性有害性 : 区分外  
水生環境慢性有害性 : 区分外

注意喚起語 : 危険

## 危険有害性情報

引火性の高い液体及び蒸気  
飲み込むと有害 (経口)  
強い眼刺激  
生殖能又は胎児への悪影響のおそれ  
中枢神経系、視覚器、全身毒性の障害  
眠気又はめまいのおそれ  
長期又は反復ばく露による中枢神経系、視覚器の障害

## 注意書き

【安全対策】  
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。  
熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。 - 禁煙。  
容器を密閉しておくこと。  
容器を接地すること、アースをとること。  
防爆型の電気機器、換気装置、照明機器などを使用すること。  
火花を発生させない工具を使用すること。  
静電気放電に対する予防措置を講ずること。  
ミスト、蒸気などを吸入しないこと。  
取扱い後は、よく手を洗うこと。  
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。  
屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。  
保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。  
【応急措置】  
飲み込んだ場合 : 口をすすぐこと。気分が悪い時は医師に連絡すること。  
吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。  
皮膚を流水、シャワーで洗うこと。  
眼に入った場合：水で15分以上注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。  
気分が悪い時は医師に連絡すること。  
眼の刺激が続く場合：医師の診断、手当てを受けること。

【保管】

日光を避け、容器を密閉し換気の良い冷暗所に施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

（注）物理化学的危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性に関し、上記以外の項目は、現時点で「分類対象外」、「分類できない」又は「区分外」である。

### 3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区分	:	混合物（1,2-ジブromoエタンのメタノール溶液）
化学名	:	1,2-ジブromoエタン標準液（1mg/mLメタノール溶液） （別名）EDP標準液 （英名）1,2-Dibromoethane standard solution
成分及び含有量	:	1,2-ジブromoエタン メタノール、 0.1w/v% (1mg/mL) 残部（約99.9%）
化学式および構造式	:	CH <sub>2</sub> BrCH <sub>2</sub> Br CH <sub>3</sub> OH の構造式は上図参照(1ページ目)
分子量	:	187.96 32.04
官報公示整理番号（化審法）	:	(2)-59 (2)-201
（安衛法）	:	公表化学物質 公表化学物質
CAS No.	:	106-93-4 67-56-1
危険有害成分	:	メタノール、1,2-ジブromoエタン

### 4. 応急措置

吸入した場合	:	空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。 気分が悪い時は、医師の診療を受ける。
皮膚に付着した場合	:	直ちに、汚染された衣類、靴などを脱ぐ。 皮膚を多量の水と石鹸で洗う。 皮膚刺激などが生じた時は、医師の診断、手当てを受ける。
目に入った場合	:	直ちに、水で15分以上注意深く洗う。その際、顔を横に向けてからゆっくり水を流す。水道の場合、弱い流れの水で洗う。勢いの強い水で洗浄すると、かえって目に障害を起こすことがあるので注意する。 まぶたを親指と人さし指で広げ眼を全方向に動かし、眼球、まぶたの隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。 次に、コンタクトレンズを着用していて固着していなければ除去し、洗浄を続ける。 眼の刺激が持続する場合は、医師の診察を受ける。
飲み込んだ場合	:	直ちに、口をすすぎ、うがいをする。 大量の水を飲ませ、指を喉に差し込んで吐かせる。 けいれんや意識混濁がある時又は意識がもうろうとしている時には吐かせてはいけない（窒息させたり、吐いた物が気管に入って肺炎になることがあるため）。 意識がない時は、何も与えない。もし、嘔吐が自然に生じた時は、気管への吸入が起きないように、頭を尻より下に身体を傾斜させ、肺への還流を防ぐ。嘔吐後、意識が戻れば、水を飲ませる。体の保温に努め、速やかに医師の診察を受ける。 気分が悪い時は、医師の診療を受ける。
予想される急性症状及び遅発性症状	:	吸入 : 咳、めまい、頭痛、吐き気、脱力感、視力障害 皮膚に付着 : 皮膚から吸収される可能性がある。 皮膚の乾燥、発赤。 眼に付着 : 発赤、痛み 経口摂取 : 腹痛、息切れ、嘔吐、けいれん、意識喪失。 他の症状については、「吸入」の項を参照。
医師に対する特別注意事項	:	症状は遅れて発現することがあり、過剰にばく露したときは医学的な経過観察が必要である。 必要に応じて有機溶剤用の防毒マスクを着用する。 火気に注意する。

### 5. 火災時の処置

消火剤	:	本製品は可燃性、引火性であり、燃焼しやすい。 噴霧水、二酸化炭素、粉末消火剤、散水、耐アルコール性泡消火剤
使ってはならない消火剤	:	大火災の場合、空気を遮断できる耐アルコール性泡消火剤が有効である。 棒状注水（本品があふれ出し、火災を拡大する可能性があるため）

- 特有の危険有害性 : 引火性が極めて高い。  
極めて燃え易い、熱、火花、火炎で容易に発火する。  
引火点(12 )以上では、蒸気/空気の爆発性混合気体を生じることがある。  
加熱により容器が爆発するおそれがある。  
火災によって刺激性、毒性、又は腐食性のガスを発生するおそれがある。
- 特有の消火方法 : 火元への燃焼源を遮断する。  
火災周辺の設備、可燃物に散水し、火災延焼を防ぐ。  
危険でなければ火災区域から容器を移動する。  
移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。  
消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。  
火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。  
大火災の場合、無人ホース保持具やモニター付きノズルを用いて消火する。これが不可能な場合には、その場所から避難し、燃焼させておく。
- 消火を行う者の保護 : 消火作業の際は風上から行い、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

## 6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 : 漏洩区域は、関係者以外の立入りを禁止する。  
漏洩エリア内に立入る時は、保護具を着用する。  
風上から作業し、ミスト、蒸気、ガスなどを吸入しない。  
皮膚、眼など身体とのあらゆる接触を避ける。  
蒸気が多量に発生する場合は、水噴霧し蒸気発生を抑える。  
密閉された場所に立入る時は、事前に換気する。
- 環境に対する注意事項 : 河川、下水道、土壌に排出されないように注意する。  
回収、中和 : 乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、密閉できる空容器に回収する。後で廃棄処理する。  
大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて密閉できる空容器に回収する。  
大量の場合、散水は、蒸気濃度を低下させる。しかし、密閉された場所では燃焼を抑えることが出来ないおそれがある。
- 封じ込め及び浄化の方法・機材 : 危険でなければ漏れを止める。  
漏洩エリア内で稼働させる設備・機器類は接地する。  
蒸気抑制泡は蒸気濃度を低下させるために用いる。
- 二次災害の防止策 : 事故の拡大防止を図るため、必要に応じて関係機関に通報する。  
周辺の発火源を速やかに取除く。  
排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

## 7. 取扱いおよび保管上の注意

- 取扱い  
技術的対策 : 裸火禁止、火花禁止、禁煙。強力な酸化剤との接触禁止。  
引火点(12 )以上で使用する場合は、工程の密閉化および防爆型換気装置を使用する。  
ミスト、蒸気、ガスの発生を防止する。  
指定数量以上の量を取扱う場合、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行なう。  
指定数量以上の危険物を貯蔵し、取り扱う場合は消防法に基づく許可が必要で、危険物貯蔵所に保管する。  
指定数量の1/5以上、1未満(少量危険物)の場合も、少量危険物貯蔵所に保管し、法の規制を受け、最寄の消防署に届出を行う必要がある。  
指定数量の1/5未満の危険物の貯蔵・取り扱いについては届出の必要はない。  
炎、火花または高温体との接触を避ける。  
静電気対策を行い、作業衣、靴等も導電性の物を用いる。  
本製品を取扱う場合、必ず保護具を着用する。
- 局所排気・全体換気 : 作業場には防ばく型の局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を設置する。
- 安全取扱い注意事項 : すべての安全注意を読み理解するまで取扱わない。  
屋外又は換気の良い場所でのみ使用する。  
熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざける。 - 禁煙。  
容器を常に密閉しておく。  
容器を接地すること、アースをとる。  
防爆型の電気機器、換気装置、照明機器などを使用する。  
火花を発生させない工具を使用する。  
静電気放電に対する予防措置を講ずる。  
周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。  
容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。  
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。  
取扱い後はよく手を洗う。

		ミスト、蒸気、スプレーを吸入しない。 眼に入れない。 接触、吸入又は飲み込まない。
接触回避	:	炎、火花または高温体との接触を避ける。
保管		
技術的対策	:	保管場所は壁、柱、床等を耐火構造とする。 保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の 軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けない。 保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適切な 傾斜をつけ、かつ、適切なためますを設ける。 保管場所で使用する電気器具は防爆構造とし、器具類は接地する。
保管条件	:	熱、火花、裸火のような着火源から離して保管する。 直射日光や高温を避ける。 容器を密閉して換気の良い冷暗所に保管する。 一定の場所を定めて、施錠して保管する。 貯蔵する所には、「火気厳禁」の表示を行う。 混触危険物質、食料、飼料から離して保管する。
混触危険物質	:	酸化剤
容器包装材料	:	ガラスなど。 アクリル樹脂、軟質塩ビ樹脂など多くのプラスチック、ゴムを侵す。

## 8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度	:	200ppm (メタノール)
許容濃度 (ばく露限界値、生物学的ばく露指標) :		
日本産衛学会 (2017年版)	:	200ppm (メタノール)
ACGIH (2017年版)	:	TLV-TWA 200ppm (メタノール)
設備対策	:	引火点以上で取扱う場合は防ばくの電気、換気、照明機器を使用する。 静電気放電に対する予防措置を講ずる。 作業場には囲い式フードの局所排気装置またはプッシュプル型 換気装置を設置する。 密閉された装置、機器又は局所排気を使用しなければ取扱ってはなら ない。 この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置 する。
保護具		
呼吸器の保護具	:	呼吸器保護具 (有機ガス用防毒マスク) を着用する。
手の保護具	:	保護手袋 (塩化ビニル製など) を着用する。
眼の保護具	:	保護眼鏡 (普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型) を着用 する。
皮膚及び身体の保護具	:	長袖作業衣を着用する。 必要に応じて保護面、保護長靴を着用する。
衛生対策	:	この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。 取扱い後はよく手を洗う。 保護具は保護具点検表により定期的に点検する。

## 9. 物理的及び化学的性質

### 【メタノールのデータ】

物理的状態、形状、色など	:	無色透明の液体
臭い	:	特異臭
pH	:	データなし
融点	:	-98
沸点	:	65
引火点	:	12 (密閉式)
爆発範囲	:	下限 5.5 vol%      上限 44.0 vol%
蒸気圧	:	12.3 kPa(20 )
蒸気密度 (空気 = 1)	:	2.1
比重	:	0.79 (20/4 )
溶解性	:	水に溶ける (混和する)。 エタノールに溶けやすい (混和しやすい)。
オクタノール/水分配係数	:	log Pow = -0.82/-0.66
自然発火温度	:	464
分解温度	:	データなし
粘度 (動粘度)	:	0.61mPa・s (20 )

## 10. 安定性及び反応性

安定性	:	通常の実取条件において安定である。 光により、徐々に分解する。
危険有害反応可能性	:	データなし
避けるべき条件	:	熱、日光、裸火、静電気、スパーク
混触危険物質	:	強酸化剤 (硝酸塩、塩素酸塩、過酸化、過塩素酸塩など)
危険有害な分解生成物	:	一酸化炭素、二酸化炭素、ハロゲン化物

## 11. 有害性情報

【本品の情報がないので、メタノールのデータを示す。】

- 急性毒性** : 経口 ラット LD50 = 6200 mg/kg [EHC 196 (1997)] および9100 mg/kg [EHC 196 (1997)] から区分外と判断されるが、メタノールの毒性はげっ歯類に比べ霊長類には強く現れるとの記述があり [EHC 196 (1997)]、ヒトで約半数に死亡が認められる用量が1400 mg/kgであるとの記述 [DFGOT vol.16 (2001)] があることから、区分4とした。  
飲み込むと有害 (経口) (区分4)  
経皮 ウサギ LD50 = 15800mg/kg(DFGOT vol.16(2001)、PATTY(4th, 1994)) から、区分外とした。  
吸入 (蒸気) ラット LC50 > 22500ppm (4時間換算値 : 31500 ppm) [DFGOT vol.16 (2001)] から、区分外とした。  
なお、飽和蒸気圧濃度は116713 ppmVであることから、気体の基準値で分類した。  
吸入 (ミスト) データがないため分類できない。
- 皮膚腐食性・刺激性** : ウサギに20時間閉塞適用の試験で刺激性がみられなかった [DFGOT vol.16 (2001)] とする未発表データの報告はあるが、皮膚刺激性試験データがなく分類できない。  
なお、ウサギに24時間閉塞適用後、中等度の刺激性ありとする報告もあるがメタノールによる脱脂作用の影響と推測されている [DFGOT vol.16 (2001)]。
- 眼に対する重篤な損傷・眼刺激性** : EHC、DFGOT及びPATTYに、ウサギを用いた試験で軽度ないし中等度の眼刺激性が認められたとの記述があるが (EHC 196 (1997)、DFGOT vol.16 (2001)、PATTY (4th, 1994))、回復性については明らかな記述がないこと、及びヒトで角膜の障害、強度の結膜浮腫が一過性に認められている (DFGOT vol.16 (2001)) ことから、区分2 Aとした。  
強い眼刺激 (区分2A)
- 呼吸器感受性** : 情報がないため分類できない。  
**皮膚感受性** : モルモットを用いた皮膚感受性試験 (Magnusson-Kligman maximization test) で感受性は認められなかったとの報告 [EHC 196 (1997)] に基づき、区分外とした。  
なお、ヒトのパッチテストで陽性反応の報告が若干あるが、他のアルコールとの交差反応、あるいはアルコール飲用後の紅斑など皮膚反応の可能性もあり、メタノールが感受性を有するとは結論できないとしている (DFGOT vol.16 (2001))。
- 生殖細胞変異原性** : データ不足のため分類できない。  
マウス赤血球を用いた in vivo小核試験 (体細胞 in vivo変異原性試験) において、吸入暴露で陰性 [EHC 196 (1997)]、腹腔内投与で陰性 [DFGOT vol.16 (2001)、PATTY (5th, 2001)]、であった。  
また、マウスリンフォーマ試験の代謝活性化 (S9+) のみで陽性結果 [EHC 196 (1997)、DFGOT vol.16 (2001)] はあるが、その他Ames試験 [EHC 196 (1997)、DFGOT vol.16 (2001)、PATTY (5th, 2001)] やマウスリンフォーマ試験 [EHC 196 (1997)、DFGOT vol.16 (2001)] やCHO細胞を用いた染色体異常試験 [DFGOT vol.16 (2001)] など in vitro変異原性試験では陰性であった。
- 発がん性** : 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) による未発表報告ではラット・マウス・サルの試験で発がん性なしとしている [EHC 196 (1997)]。また、ラットを用いた8週齢より自然死するまで飲水投与した試験で、雌雄に頭部と頸部のがん及び雌に血液リンパ網系腫瘍の発生が有意かつ用量依存的に増加したと報告されている (ACGIH(2009))。しかし腫瘍の判定が標準的方法と異なり、動物の自然死後に行われていないため、評価あるいは比較が困難と考えられる。  
以上の相反する情報により分類できない。
- 生殖毒性** : 妊娠マウスの器官形成期に吸入暴露した試験において、胎児吸収、脳脱出などが見られ [PATTY (5th, 2001)]、さらに別の吸入または経口暴露による試験でも口蓋裂を含め、同様の結果が得られている [EHC 196 (1997)、DFGOT vol.16 (2001)]。メタノールの生殖への影響に関して、証拠の重みに基づく健康障害としての科学的判断がなされ、ヒトのデータは欠如しているが動物による影響は明確な証拠があることから、暴露量が十分であればメタノールがヒトの発生に悪影響を及ぼす可能性がある結論されている [NTP-CERHR Monograph (2003)]。以上によりヒトに対して発生毒性が疑われる物質とみなされるので、区分1 Bとした。  
生殖能又は胎児への悪影響のおそれ (区分1B)
- 特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露)** : ヒトの急性中毒症状として中枢神経系抑制が見られ、血中でのギ酸の蓄積により代謝性アシドーシスに至る。そして視覚障害、失明、頭痛、めまい、嘔気、嘔吐、頻呼吸、昏睡などの症状があり、時に死に至ると記述されている (DFGOT vol.16 (2001)、EHC 196 (1997))。また、

中枢神経系の障害、とくに振せん麻痺様錐体外路系症状の記載 (DFGOT vol.16 (2001)) もあり、さらに形態学的変化として脳白質の壊死も報告されている (DFGOT vol.16 (2001))。これらのヒトの情報に基づき区分1 (中枢神経系) とした。標的臓器としてさらに、眼に対する障害が特徴的であるので視覚器を、また、代謝性アシドーシスを裏付ける症状として頭痛、嘔気、嘔吐、頻呼吸、昏睡などの記載もあるので全身毒性をそれぞれ採用した。一方、マウスおよびラットの吸入ばく露による所見に「麻醉」が記載され (EHC 196 (1997)、PATTY (5th, 2001))、ヒトの急性中毒に関する所見にも、中枢神経系の抑制から麻醉作用が生じていると記述されている (PATTY (5th, 2001)) ので、区分3 (麻醉作用) とした。中枢神経系、視覚器、全身毒性の障害 (区分1) 眠気又はめまいのおそれ (区分3)

特定標的臓器・全身毒性 (反復ばく露)

： ヒトの低濃度メタノールの長期暴露の顕著な症状は広範な眼に対する障害だったとする記述 [EHC 196 (1997)] や職業上のメタノール暴露による慢性毒性影響として、失明がみられたとの記述 [ACGIH (7th, 2001)] から、区分1 (視覚器) とした。また、メタノール蒸気に繰り返し暴露することによる慢性毒性症例に頭痛、めまい、不眠症、胃障害が現れたとの記述 [ACGIH (7th, 2001)] から、区分1 (中枢神経系) とした。なお、ラットを用いた経口投与試験で肝臓重量変化や肝細胞肥大 [PATTY (5th, 2001)、IRIS (2005)] などの報告があるが適応性変化と思われ採用しなかった。長期又は反復ばく露による中枢神経系、視覚器の障害 (区分1) 情報が無いため分類できない。

吸引性呼吸器有害性

## 12. 環境影響情報

【本品の情報がないので、メタノールのデータを示す。】

水生環境急性有害性： 魚類 (ブルーギル) での96時間LC50 = 15400mg/L (EHC 196, 1998)、甲殻類 (ブラウンシュリンプ) での96時間LC50 = 1340mg/L (EHC 196, 1998) であることから、区分外とした。

水生環境慢性有害性： 急性毒性が区分外であり、難水溶性でない (水溶解度 = 1000g/L (PHYSPROP Database))、ことから、区分外とした。また、オクタノール/水分分配係数 (log Pow = -0.82、-0.66 (Ullmanns (E) (5th, 1995))) から、生物蓄積性が低いと推定される。

オゾン層への有害性： 本品はモントリオール議定書の附属書にリストアップされていないため、分類できないとした。

## 13. 廃棄上の注意

残余廃棄物： 関連法規ならびに地方自治体の基準に従って廃棄する。都道府県知事などの許可 (収集運搬業許可、処分業許可) を受けた産業廃棄物処理業者に、産業廃棄物管理票 (マニフェスト) を交付して廃棄物処理を委託する。廃棄物の処理にあたっては、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。必要に応じて、廃棄の前に可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。(参考) 燃焼法可燃性の溶剤等と共に噴霧するか、又はケイソウ土、木粉 (おが屑) 等に吸収させて、アフターバーナー及びスクラパー付き焼却炉の火室で焼却する。

汚染容器及び包装： 内容物により汚染された容器及び包装材は、関連法規の基準に従って適切に処分する。空容器を廃棄する場合は、内容物を除去した後、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

## 14. 輸送上の注意

緊急時応急処置指針番号： 131

国際規制

国連番号 [UN No.]： 1230

品名 [Proper Shipping Name]： メタノール [METHANOL]

国連分類 [UN Hazardous Class]： クラス 3 [CLASS 3]  
[引火性液体 [Flammable liquids]]  
Sub Risk： クラス 6.1 [CLASS 6.1]  
[毒物 [Toxic Substances]]

容器等級 [UN Packing Group]： II

海上規制情報：IMOの規定、IMDGに従う。  
 海洋汚染物質（海洋汚染面からの危険物）：非該当  
 少量危険物許容量：1L  
 航空規制情報：ICAO/IATAの規定に従う。  
 陸上規制情報：ADR/RIDの規定に従う。

国内規制：  
 陸上規制情報：消防法、道路法等の規定に従う。  
 (1)消防法〔第4類 アルコール類、水溶性液体、危険等級2〕  
 容器：危険物の規制に関する規則 別表第3の2 参照  
 (注)容器は危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第68条の5に定める容器試験基準に適合していることを確認すること。  
 容器表示：1. アルコール類、水溶性、危険等級2、化学名  
 2. 数量  
 3. 火気厳禁  
 積載方法：運搬時の積み重ね高さは、3m以下  
 混積禁止：第1類及び第6類の危険物  
 高压ガス  
 海上規制情報：船舶安全法、危規則等の規定に従う。  
 航空規制情報：航空法の規定に従う。  
 特別の安全対策：  
 ・収納容器に漏れないことを確かめ、転倒、落下、損傷のないように積載し、荷崩れ防止を確実にし、収納容器が著しく摩擦または動揺を起こさないように運搬する。その他一般的な注意事項は、7.取扱いおよび保管上の注意の項による。  
 ・食品や飼料と一緒に輸送してはならない。重量物を上積みしない。  
 ・運搬中に収納容器から著しく漏れる等の災害が発生する恐れがある場合、災害防止の応急処置を講ずると共に、最寄りの消防機関その他の関係機関に通報する。

## 15. 適用法令

労働安全衛生法：名称等を通知すべき危険物及び有害物  
 (政令番号 第279号「1,2-ジプロモエタン(別名EDB)」、  
 対象重量%は 0.1)  
 (政令番号 第560号「メタノール」、対象重量%は 0.1)  
 名称等を表示すべき危険物及び有害物  
 (政令番号 第279号「1,2-ジプロモエタン(別名EDB)」、  
 対象重量%は 0.1)  
 (政令番号 第560号「メタノール」、対象重量%は 0.3)  
 (別表第9)  
 危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)  
 第2種有機溶剤等  
 (施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号)  
 作業環境評価基準、作業環境測定基準  
 変異原性が認められた既存化学物質「1,2-ジプロモエタン」  
 (労働省通達 基発第80号 '91.2.4)  
 化審法：優先評価化学物質 No.90(官報公示日:2012/03/22)  
 「メタノール」評価対象:人健康影響  
 旧第二種監視化学物質 No.977「1,2-ジプロモエタン」  
 労働基準法：疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号)  
 「メタノール」  
 化学物質管理促進法(PRTR法)：非該当  
 消防法：第4類引火性液体、アルコール類 水溶性、指定数量400L、  
 危険等級 (法第2条第7項危険物別表第1)  
 毒劇物取締法：劇物「メタノール」(法第2条別表第2の83)、包装等級  
 道路法：車両の水底トンネルの通行制限「劇物」(施行令第19条の13)  
 船舶安全法：引火性液体類(危規則第2,3条危険物告示別表第1)  
 航空法：引火性液体 (施行規則第194条危険物告示別表第1)  
 海洋汚染防止法：有害液体物質 Y類物質「メタノール」「1,2-ジプロモエタン」  
 (施行令別表第1)  
 水質汚濁防止法：生活環境項目(施行令第三条第一項)  
 「生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量」  
 [排水基準]160mg/L以下(日間平均 120mg/L以下)  
 (注)排水基準に別途、条例等による上乗せ基準がある場合はそれに従うこと。  
 大気汚染防止法：特定物質(政令第10条第6号)  
 「メタノール」  
 有害大気汚染物質(中環審第9次答申の147)  
 「二臭化エチレン(別名:1,2-ジプロモエタン又はEDB)」  
 輸出貿易管理令：別表第1の16項(キャッチオール規制)  
 HSコード(輸出統計品目番号、2018年4月1日版):3822.00-000  
 第38類(各種の化学工業生産品)「理化学用の調製試薬」

労働安全衛生法別表	: 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第9号）（政令番号 第279号）（政令番号 第560号） 名称等を表示すべき危険物及び有害物（施行令第18条） 危険物・引火性の物（施行令別表第1第4号） 第2種有機溶剤等（施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号） 作業環境評価基準、作業環境測定基準
労働基準法	: 疾病化学物質（法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号）
毒劇物取締法	: 非該当
消防法	: 第4類引火性液体、アルコール類（法第2条第7項危険物別表第1） 水溶性、危険等級
船舶安全法	: 引火性液体類（危規則第2、3条危険物告示別表第1）
航空法	: 引火性液体（施行規則第194条危険物告示別表第1）
海洋汚染防止法	: 有害液体物質 Y類物質（施行令別表第1）
化学物質管理促進法	(PRTR法) : 非該当
大気汚染防止法	: 特定物質・有害大気汚染物質（第十七条第一項）
輸出貿易管理令	: 別表第1の16項（キャッチオール規制） HSコード（輸出統計品目番号、2018年4月1日版）：3822.00-000 第38類（各種の化学工業生産品） 「理化学用の調製試薬」

16. その他の情報

（注）本品を試験研究用以外には使用しないで下さい。

参考文献	:		
化学物質管理促進法PRTR・MSDS対象物質全データ		化学工業日報社	
労働安全衛生法MSDS対象物質全データ		化学工業日報社(2007)	
化学物質の危険・有害便覧		中央労働災害防止協会編	
化学大辞典		共同出版	
安衛法化学物質		化学工業日報社	
産業中毒便覧(増補版)		医歯薬出版	
化学物質安全性データブック		オーム社	
公害と毒・危険物(総論編、無機編、有機編)		三共出版	
化学物質の危険・有害性便覧		労働省安全衛生部監修	
Registry of Toxic Effects of Chemical Substances		NIOSH CD-ROM	
GHS分類結果データベース		nite (独立行政法人 製品評価技術基盤機構)	HP
GHSモデルMSDS情報		中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター	HP

このデータは作成の時点における知見によるものですが、必ずしも十分ではありませんし、何ら保証をなすものではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。なお、この安全データシート(SDS)はJIS Z 7253:2012に準じ作成しています。